

## 交通安全施設における通学路街路灯設置要項

### (目的)

第1条 この要項は、結城市内の通学路街路灯（以下「街路灯」という。）の設置について必要な事項を定め、街路灯設置事務の適正な運用並びに児童・生徒の交通事故防止及び犯罪の抑止に資することを目的とする。

### (設置基準)

第2条 街路灯の設置基準は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 市立学校長が指定する通学路であること。
  - (2) 人家、付近の防犯灯、街路灯その他の照明設備から50メートル以上離れた箇所であること。
- 2 前項に掲げるもののほか、特に暗く危険な場所であって、市長が通学路の安全確保のため必要と認める箇所

### (設置手続)

第3条 街路灯の設置に係る手続は、次のとおりとする。

- (1) 街路灯の設置を申請する者（以下「申請者」という。）は、住民同士の親睦、生活環境の改善等を図るため、住民によって組織された自治会・町内会（以下「自治会等」という。）の長とする。
- (2) 土地所有者等及び周辺土地所有者の承諾は、申請者等において得るものとする。
- (3) 街路灯設置の申請は、通学路街路灯設置申請書（別記様式）により行うものとする。

### (設置基数)

第4条 1 自治会等における年度内の設置基数は、原則2基までとする。

### (負担)

第5条 街路灯の設置及び維持管理に係る経費は、市が負担する。ただし、私有地に設置した場合において、土地所有者等の私的な理由により当該街路灯を移設するときは、移設及び新設に係る費用は、個人負担とする。

### (その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要項は、平成24年12月1日から施行する。

#### 付 則

この要項は、平成25年12月1日から施行する。

#### 付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

結城市長 様

申請者 自治会等名

-----

代表者住所 結城市

-----

代表者氏名

-----

電話番号 ( )

-----

通学路街路灯設置申請書

交通安全の確保等を図りたいので、交通安全施設における通学路街路灯設置要項第3条第3号の規定により、下記のとおり通学路街路灯設置を申請いたします。

記

|              |                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 要望施設       | 通学路街路灯                                                                                   |
| 2 要望場所       | 結城市 番地                                                                                   |
| 3 土地所有者等の承諾  | <p>上記申請場所は、私有地の土地ではありますが、通学路街路灯の設置を無償にて承諾いたします。</p> <p>住所 -----</p> <p>氏名 印 電話番号 ( )</p> |
| 4 周辺土地所有者の承諾 | <p>上記申請場所に通学路街路灯が設置されることについて、承諾いたします。</p> <p>住所 -----</p> <p>氏名 印 電話番号 ( )</p>           |
| 位置図          |                                                                                          |